

情報セキュリティの確保に関する特記仕様書

1 サイバーセキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

電子情報の取扱いに関して、受注者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準と同様の水準での情報セキュリティを確保しなければならない。

2 業務従事者への遵守事項の周知

受注者は、本契約の履行に関する遵守事項について、業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。

3 秘密の保持

受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

4 目的外使用の禁止

受注者は、この契約の履行に必要な業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

5 複写及び複製の禁止

受注者は、この契約に基づく業務を処理するため、都が貸与する原票、資料、その他貸与品等及び情報（以下「都からの貸与品等」という。）を、都の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

6 情報の保管及び管理

受注者は、業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

(ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 都からの貸与品等の使用及び保管管理
- b 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
- c 都との受け渡しに利用する外部記録媒体の使用及び保管管理（受け渡しの都度、コンピュータウイルスチェックを実施すること。）
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 都から(ア)の内容を確認するため、業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

(ア) 都からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに都に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物。以下「記録媒体」という。）内の個人情報及び機密情報については、契約履行完了後に情報をすべて消去すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定のすべてに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び都からの貸与品等の紛失、滅失及びき損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載し、遅滞なく都に報告し、都の指示に従うこと。

(2) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

都からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、すべて都の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、都が機密を要する旨を指定して提示した情報及び都からの貸与品等に含まれる情報は、すべて都の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、都からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、都から受注者に提示した後に受注者の責によらないで公知となった情報、及び都と受注者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取り扱いについて、受注者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 都から要求があった場合には、イの管理記録を都に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏洩等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を都に申し出て、都の承諾を得ること。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、き損等に該当する場合は、漏えい、滅失、き損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載し、遅滞なく都に報告し、都の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受注者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、都に可能な限り情報を提供すること。

ク (1)エの事故が発生した場合、都は必要に応じて受注者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

ケ その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

7 情報の保管及び管理等に対する義務違反

受注者が情報セキュリティを確保することができなかったことにより東京都が被害を被った場合には、東京都は受注者に損害賠償を請求することができる。東京都が請求する損害賠償額は、東京都が実際に被った損害額とする。